

山口労基発 0606 第3号の2
令和6年6月6日

一般社団法人 山口県建築士事務所協会
代表者 殿

山口労働局労働基準部長



物流の2024年問題への取組に係る周知依頼について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

貴団体におかれましては、労働行政の推進につき、日頃からご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、物流業界では、働き方改革の推進に関して、令和6年4月からはこれまで業界の抱える課題に配慮して猶予されていた時間外労働の上限規制が自動車運転者にも適用されることとなったことに加え、慢性的な人手不足等により、何も対策を講じなければ物流の停滞が懸念される、いわゆる「物流の2024年問題」に直面しています。

厚生労働省ほか関係省庁では、荷主・消費者を含む国民的取組が重要であると考え、山口労働局においても、この問題の解決に向けて、別添「国民の生活になくてはならない物流をみんなで支えましょう」のリーフレットを作成し、荷主や一般利用者（消費者）に対し、物流が果たしている役割の重要性やその危機的な状況、持続可能な物流のために各々が取り組める事項について周知を図っているところです。

つきましては、貴団体から、傘下団体・会員企業に対し、別紙「掲載文例」を参考に広報紙（誌）やホームページに掲載するなどにより周知していただき、物流の2024年問題に対する理解を深めていただきたくお願い申し上げます。

【リーフレット掲載箇所】

山口労働局 HP > 各種法令・制度・手続き > 労働基準・労働契約関係 >
国民の生活になくてはならない物流をみんなで支えましょう (PDF)

(URL)

https://jsite.mhlw.go.jp/yamaguchi-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/roudoukijun_keiyaku/buturyuu_01.html



担当

〒753-8510
山口県山口市中河原町6-16
山口労働局労働基準部監督課
担当：西村、橋本
電話：083-995-0370

<掲載文例>

物流 2024 年問題の解決にご協力ください。

物流は、我が国の重要な社会インフラであり、より豊かな国民生活の実現等のため、その機能を十分に発揮させていく必要がある一方、2024 年（令和 6 年）4 月にはトラックドライバーの時間外労働の上限が年間 960 時間に規制され、慢性的な人手不足により、何も対策を講じなければ物流が停滞しかねなくなる、いわゆる「物流の 2024 年問題」に直面しています。

厚生労働省ほか関係省庁では、荷主・消費者を含む国民的取組が重要であると考え、山口労働局においては、この問題の解決のため、「国民の生活になくてはならない物流をみんなで支えましょう」のリーフレットを作成し、荷主や一般利用者（消費者）に向けて、物流が果たしている役割の重要性やその危機的な状況、持続可能な物流のために各々が取り組める事項について周知を図っています。

つきましては、下記 URL にアクセス（リーフレットを一読）いただき、物流の 2024 年問題に対する理解を深めていただきますようお願いいたします。

(URL)

https://jsite.mhlw.go.jp/yamaguchi-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/roudoukijun_keiyaku/buturyuu_01.html